

大分県報

令和二年
号外（九九）
十二月一日

（火曜日）

目次

告示

知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（中型まき網漁業）	……一
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（小型機船及び網漁業）	……九
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（瀬戸内海機船及び網漁業）	……二一
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（機船及び網漁業）	……二二
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（こち網漁業）	……三〇
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（小型まき網漁業）	……三三
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（棒受け網漁業）	……三五
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（刺し網漁業）	……三七
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（固定式刺し網漁業）	……四四
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（押網漁業）	……四八
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（はえ縄漁業）	……五〇
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（たこつば漁業）	……五五
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（かご漁業）	……五八
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（潜水器漁業）	……六一
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（短期許可漁業）	……六五
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（県外入漁）	……六七

告示

大分県告示第六百八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り

令和二年十二月一日

大分県報号外（告示）

等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十条第一号に掲げる中型まき網漁業について、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広瀬勝貞

中型まき網漁業		制 限 措 置			申請期間			
番号	漁業種類	許可等をすべき船舶の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数		操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1-1	いわし、あじ、さば まき網漁業	0隻 (5隻)	5トン以上 7トン未満	93キロワット 以下	杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	9月1日から 翌年の4月19日 まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)又は速見郡日出町に住所を有する者	定めなし
1-1-2	いわし、あじ、さば まき網漁業	0隻 (3隻)	5トン以上 10トン未満	定めなし	大分市関崎(うちをばえ)、高島西端、高島東端、津久見市保戸島高甲岩灯標及び佐伯市上浦蒲戸崎を順次に結んだ線以西の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ及びヨの各点を順次に結んだ線以内の海域、タ、レ、ソ及びツの各点を順次に結んだ線以内の海域並びにネ、ナ、ラ、ム、ウ、ク、ケ、コ及びソの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 大分市関崎(うちをばえ) ロ 同市高島西端 ハ 同市高島東端 ニ 同市葛島東端と臼杵市板知屋みちが鼻とを結んだ線と同市殿ヶばえと同市津久見島頂上とを結んだ線との交点 ホ 殿ヶばえと同市板知屋天神鼻とを結んだ線と同市中津浦貝来鼻と同市坪江大石とを結んだ線との交点 ヘ 貝来鼻と大石とを結んだ線と同市津久見島うのくそばえと ト 同市大泊観音崎とを結んだ線との交点 チ 臼杵市ヤケガ鼻 リ 津久見市榑屋鼻南端 ヌ 同市黒岩頂上 ル 同市黒島東端と同市日代赤崎鼻とを結んだ線上黒島東端から700メートルの点 ヲ 同市黒島畑ヶ尻と同市横浦鼻とを結んだ線上黒島畑ヶ尻から700メートルの点 ワ 横浦鼻と黒島畑ヶ尻とを結んだ線上横浦鼻から700メートルの点 カ 横浦鼻と津久見市千怒崎とを結んだ線上横浦鼻から700メ	1月1日から 12月31日まで	臼杵市(野津町を除く。)に住所を有する者	定めなし

					<p>一トルの点</p> <p>ヨ 千怒崎</p> <p>タ 津久見市四浦鯉音崎</p> <p>シ 同市白子島頂上</p> <p>ソ 同市貴船島頂上</p> <p>ツ 同市赤崎鼻</p> <p>ネ 同市四浦高井鼻</p> <p>ナ 同市高井島頂上</p> <p>ラ 同市保戸島頂上</p> <p>ム 保戸島北端</p> <p>ウ 保戸島高甲岩</p> <p>ノ 高甲岩と津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点とを結んだ線と保戸島ともうちばえと佐伯市鶴見先ノ瀬頂上とを結んだ線との交点</p> <p>ク 保戸島ともうちばえ</p> <p>ヤ 佐伯市上浦蒲戸崎から90度(磁針方位) 1,000メートルの点</p> <p>ヅ 蒲戸崎</p>			
1-1-3	いわし、あじ、さば まき網漁業	0隻 (6隻)	5トン以上 10トン未満	定めなし	<p>大分市関崎(うちをばえ)、高島西端、高島東端、津久見市保戸高甲岩灯標及び佐伯市上浦蒲戸崎を順次に結んだ線以西の海域であつて、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域、リ、ヌ、ル、ヲ、ヅ及びヨの各点を順次に結んだ線以内の海域、タ、レ、ソ及びツの各点を順次に結んだ線以内の海域並びにネ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ、ク、ヤ及びヅの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域</p> <p>イ 大分市関崎(うちをばえ)</p> <p>ロ 同市高島西端</p> <p>ハ 同市高島東端</p> <p>ニ 同市高島東端と臼杵市板知屋みちが鼻とを結んだ線と同市殿ヶばえと同市津久見島頂上とを結んだ線との交点</p> <p>ホ 殿ヶばえと同市板知屋天神鼻とを結んだ線と同市中津浦貝来鼻と同市坪江大石とを結んだ線との交点</p> <p>ヘ 貝来鼻と大石とを結んだ線と同市津久見島うのくそばえと同市大泊観音崎とを結んだ線との交点</p> <p>ト 津久見島うのくそばえ</p> <p>チ 臼杵市ヤケガ鼻</p> <p>リ 津久見市楠屋鼻南端</p> <p>ヌ 同市黒岩頂上</p> <p>ル 同市黒島東端と同市日代赤崎鼻とを結んだ線上黒島東端か</p>	1月1日から 12月31日まで	津久見市(大字保戸島を除く。)に住所を有する者	定めなし

					<p>ラ 700メートルの点 ラ 同市黒島畑ヶ尻と同市横浦鼻とを結んだ線上黒島畑ヶ尻から700メートルの点 ワ 横浦鼻と黒島畑ヶ尻とを結んだ線上横浦鼻から700メートルの点 カ 横浦鼻と津久見市千怒崎とを結んだ線上横浦鼻から700メートルの点 コ 千怒崎 タ 津久見市四浦鯉音崎 シ 同市白子島頂上 ソ 同市貴船島頂上 ツ 同市赤崎鼻 ネ 同市四浦高井鼻 ナ 同市高井島頂上 ラ 同市保戸島頂上 ム 保戸島北端 ウ 保戸島高甲岩 ノ 高甲岩と津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点とを結んだ線と保戸島ともうちばえと佐伯市鶴見先ノ瀬頂上とを結んだ線との交点 ク 保戸島ともうちばえ ヤ 佐伯市上浦蒲戸崎から90度(磁針方位) 1,000メートルの点 ツ 蒲戸崎</p>			
1-14	いわし、あじ、さば まき網漁業	0隻 (1隻)	5トン以上 10トン未満	定めなし	<p>佐伯市上浦蒲戸崎、同市鶴見高手島頂上及び鶴見崎を順次に結んだ線以西の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ及びラの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 佐伯市上浦蒲戸崎 ロ 蒲戸崎から90度(磁針方位) 1,000メートルの点 ハ 蒲戸崎から180度(磁針方位) 1,000メートルの点 ニ 同市上浦唐船鼻と同市竹ヶ島とを結んだ線上唐船鼻から1,000メートルの点 ホ ニの点と佐伯市上浦平浦鼻とを結んだ線と同市上浦と同市大字二栄との境界立岩から90度(磁針方位) 1,000メートルの点と同市上浦中瀬とを結んだ線との交点 へ 立岩から90度(磁針方位) 1,000メートルの点 ト 佐伯市官島頂上 チ 同市夫人島唐船鼻</p>	1月1日から 12月31日まで	佐伯市(弥生、本匠、宇目、直川、米水津及び蒲江を除く。)に住所を有する者	定めなし

					リ 同市片白島頂上 ヌ 同市とうとう島頂上 ル とうとう島頂上と佐伯市鼻面鼻とを結んだ線と同市鶴見三 栗島頂上と同市佐伯港灯台とを結んだ線との交点 ラ 三栗島頂上 ワ 佐伯市鶴見八島頂上 カ 同市鶴見野崎鼻 ヨ 同市鶴見切の鼻 タ 同市鶴見白崎 シ 同市鶴見矢石鼻 ソ 矢石鼻と同市鶴見合の瀬とを結んだ線と同市鶴見羽出の鼻 ツ 同市鶴見外字土島頂上とを結んだ線との交点 ネ 外字土島頂上 ナ 佐伯市鶴見高手島頂上 ラ 同市鶴見先ノ瀬頂上 ラ 佐伯市鶴見崎			
1-6	いわし、あじ、さば まき網漁業	0隻 (1隻)	5トン以上 10トン未満	定めなし	共第44号の共同漁業権の漁場区域。ただし、次のイ、ロ、ハ、 ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ線以内の海域を除く。 イ 佐伯市きしめき鼻 ロ 同市蒲江芹崎 ハ 同市蒲江三つ子島南端 ニ 同市蒲江屋形島南端チンバチばえ ホ 佐伯市蒲江名護屋鼻 ホ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑 野浦又は大字楠本 浦に住所を有する 者	定めなし
1-7	いわし、あじ、さば まき網漁業	0隻 (1隻)	5トン以上 10トン未満	定めなし	佐伯市蒲江芹崎から90度（磁針方位）の線以南の大分県海域。 ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ線以内 の海域を除く。 イ 佐伯市蒲江芹崎 ロ 同市蒲江三つ子島南端 ハ 同市蒲江屋形島南端チンバチばえ ニ 佐伯市蒲江名護屋鼻 ホ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲 江浦、大字猪串 浦、大字野々河内 浦、大字森崎浦、 大字丸市尾浦、大 字葛原浦又は大字 波当津浦に住所を 有する者	定めなし
1-8	いわし、あじ、さば まき網漁業	0隻 (3隻)	10トン以上 15トン未満	定めなし	津久見市沖無垢島東端から90度（磁針方位）の線及びその西側 の延長線以南の海域であつて、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ウ、カ、ヨ、タ、シ、ソ、ツ、ネ、 ナ、ラ、ム、ウ、ノ、ク、ヤ、マ、ケ及びフの各点を順次に結ん だ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 津久見市沖無垢島東端から270度（磁針方位）の線と陸岸	1月1日から 12月31日まで	佐伯市（弥生、本 匠、字目、直川、 米水津及び蒲江を 除く。）に住所を 有する者	定めなし

				<p>定めなし</p>	<p>との交点 ロ 同市沖無垢島東端 ハ 同市保戸島高甲岩灯標 ニ 佐伯市上浦蒲戸崎から90度(磁針方位) 1,000メートルの点 ホ 蒲戸崎から180度(磁針方位) 1,000メートルの点 ヘ 同市上浦唐船鼻と同市竹ヶ島とを結んだ線上唐船鼻から1,000メートルの点 ト への点と佐伯市上浦平浦鼻とを結んだ線と同市上浦と同市大字二栄との境界立岩から90度(磁針方位) 1,000メートルの点と同市上浦中瀬とを結んだ線との交点 チ 立岩から90度(磁針方位) 1,000メートルの点 リ 佐伯市官島頂上 ス 同市大入島唐船鼻 ル 同市片白島頂上 ヲ 同市とうとう島頂上 ク とうとう島頂上と佐伯市鼻面鼻とを結んだ線と同市鶴見三栗島頂上と同市佐伯港灯台とを結んだ線との交点 カ 三栗島頂上 コ 佐伯市鶴見八島頂上 タ 同市鶴見野崎鼻 レ 同市鶴見切の鼻 ソ 同市鶴見白崎 ツ 同市鶴見矢石鼻 ネ 矢石鼻と同市鶴見合の瀬とを結んだ線と同市鶴見羽出の鼻と同市鶴見外宇土島頂上とを結んだ線との交点 ナ 外宇土島頂上 ラ 佐伯市鶴見高手島頂上 ム 同市鶴見先ノ瀬頂上 ウ 佐伯市鶴見崎 ノ 鶴見崎から96度(磁針方位) 1,000メートルの点 ク 同市蒲江岸崎 ヤ 同市深島東端から90度(磁針方位) 2,000メートルの点 ツ 同市深島東端 ケ 同市深島西端 コ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点</p>	<p>津久見市沖無垢島東端から90度(磁針方位)の線及びその西側の延長線以南の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ス、ル、ヲ、ク、カ及びヨの各点を順次に結んだ線</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>	<p>佐伯市米水津、佐伯市蒲江大字畑野浦、大字楠本浦、</p>	<p>1- 1-9 いわし、あじ、さば まき網漁業 0隻 (1隻) 10トン以上 15トン未満 定めなし</p>
--	--	--	--	-------------	---	---	----------------------------	---------------------------------	--

				<p>以内の海域を除いた大分県海域</p> <p>イ 津久見市沖無垢島東端から270度（磁針方位）の線と陸岸との交点</p> <p>ロ 同市沖無垢島東端</p> <p>ハ 同市保戸島高甲岩灯標</p> <p>ニ 佐伯市上浦浦戸崎から90度（磁針方位）1,000メートルの点</p> <p>ホ 同市鶴見大島先ノ瀬頂上</p> <p>ヘ 同市鶴見崎から96度（磁針方位）1,000メートルの点</p> <p>ト 同市蒲江芹崎</p> <p>チ 同市蒲江三つ子島南端</p> <p>リ 同市蒲江屋形島南端チンパチばえ</p> <p>ヌ 佐伯市蒲江名護屋鼻</p> <p>ル 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点</p>				
1-10	いわし、あじ、さば まき網漁業	0隻 (1隻)	10トン以上 15トン未満	定めなし	<p>津久見市沖無垢島東端から90度（磁針方位）の線及びその西側の延長線以南の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域</p> <p>イ 津久見市沖無垢島東端から270度（磁針方位）の線と陸岸との交点</p> <p>ロ 同市沖無垢島東端</p> <p>ハ 同市保戸島高甲岩灯標</p> <p>ニ 佐伯市上浦浦戸崎から90度（磁針方位）1,000メートルの点</p> <p>ホ 同市鶴見大島先ノ瀬頂上</p> <p>ヘ 同市鶴見崎から96度（磁針方位）1,000メートルの点</p> <p>ト 同市蒲江芹崎</p> <p>チ 同市蒲江三つ子島南端</p> <p>リ 同市蒲江屋形島南端チンパチばえ</p> <p>ヌ 佐伯市蒲江名護屋鼻</p> <p>ル 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点</p>	1月1日から 12月31日まで	<p>佐伯市蒲江大字蒲江浦、大字猪串浦、大字野々河内浦、大字森崎浦、大字丸市尾浦、大字葛原浦又は大字波当津浦に住所を有する者</p>	定めなし
1-11	いわし、あじ、さば まき網漁業	0隻 (1隻)	10トン以上 15トン未満	定めなし	<p>佐伯市鶴見崎から96度（磁針方位）の線以南の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの各点を順次に結んだ線以内</p>	1月1日から 12月31日まで	<p>佐伯市蒲江大字蒲江浦又は大字猪串</p>	定めなし

				の海域を除いた大分県海域 イ 佐伯市鶴見崎 ロ イから96度(磁針方位) 1,000メートルの点 ハ 佐伯市蒲江芦崎 ニ 同市三つ子島南端 ホ 同市屋形島東南端チンバチばえ ヘ 同市名護屋鼻 ト 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点		浦に住所を有する者		
1-12	いわし、あじ、さば まき網漁業	0隻 (3隻)	15トン以上 20トン未満	定めなし	津久見市沖無垢島東端から90度(磁針方位)の線及びその西側の延長線以南の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びブルの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 津久見市沖無垢島東端から270度(磁針方位)の線と陸岸との交点 ロ 同市沖無垢島東端 ハ 同市俵戸島高甲岩灯標 ニ 佐伯市上浦蒲戸崎から90度(磁針方位) 1,000メートルの点 ホ 同市鶴見大島先ノ瀬頂上 ヘ 同市鶴見崎から96度(磁針方位) 1,000メートルの点 ト 同市蒲江芦崎 チ 同市蒲江深島東端から90度(磁針方位) 2,000メートルの点 リ 同市蒲江深島東端 ヌ 同市蒲江深島西端 ル 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点	1月1日から 12月31日まで	佐伯市(弥生、本匠、宇日及び直川を除く。)に住所を有する者	定めなし

備考

- 1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、平成30年11月1日から令和3年10月31日までとする。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

--	--	--	--	--	--	--	--

大分県告示第六百八十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業について、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年十二月一日

大分県報号外（告示）

小型機船底びき網漁業								
制 限 措 置								
番号	漁業種類	許可等をすべき船舶の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
2-1-1	手練第2種 こぎ網漁業	0隻 (82隻)	5トン未満	48キロワット以下	<p>次の①、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びナの各点を順次に結んだ線とナからトに至る間における姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線並びにト、⑥、⑤、④、③、②及び①の各点を順次に結んだ線以内の海域</p> <p>ク 福岡県行橋市蓑島頂上と山口県小野田市本山岬南端とを結ぶ線の中央点</p> <p>ケ 山口県宇部市丸尾崎突端とチの点を結ぶ線と、山口県宇部市大字沖宇部旧宇部岬漁港防波堤燈台跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲港導流堤燈台とを結ぶ線との交点</p> <p>コ 山口県宇部市丸尾崎突端と大分県宇佐市長洲港導流堤燈台とを結ぶ線と、山口県宇部市大字沖宇部旧宇部岬漁港防波堤燈台跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点</p> <p>カ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市竜宮崎突端と大分県国東市国見町琵琶崎突端とを結ぶ線との交点</p> <p>シ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市杵崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点</p> <p>ス 大分県東国東郡姫島村燈台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市杵崎突端と大分県国東市国東町富来港燈台とを結ぶ線との交点</p> <p>ソ 山口県宇部市大字沖宇部旧宇部岬漁港防波堤燈台跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港燈台とを結ぶ線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点</p> <p>タ チの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点</p> <p>チ 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>ツ 山口県宇部市大字沖宇部旧宇部岬漁港防波堤燈台に設置した標柱と大分県国東市国見町琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口</p>	1月1日から 12月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市に住所を有する者	定めなし

					<p>県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市高田港燈台とを結ぶ線との交点</p> <p>ナ 大分県国東市国見町伊美崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市豊前長洲港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点</p> <p>ト 大分県国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点</p> <p>チ 大分県国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県国東郡姫島村姫島燈台と山口県熊毛郡上関町小礼島西端とを結ぶ線との交点</p> <p>ニ 大分県国東市国東町富来港燈台</p> <p>ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤燈台とチの点とを結ぶ線の中央点</p> <p>ネ チの点から真方位6度15分の線上17,000メートルの点</p> <p>① チの点から真方位6度15分の線上4,000メートルの点</p> <p>② 中津市と宇佐市との最大高潮時海岸線における境界点から22度（磁針方位）の線上4,000メートルの点</p> <p>③ 豊後高田市西国東干拓第2工区北東端から32.3度45分（磁針方位）の線上1,600メートルの点</p> <p>④ 豊後高田市臼野と同市堅来との最大高潮時海岸線における境界点から320度（磁針方位）の線上2,000メートルの点</p> <p>⑤ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度（磁針方位）の線上3,000メートルの点</p> <p>⑥ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度（磁針方位）の線とツの点とテの点とを結んだ線との交点</p> <p>⑦ 豊後高田市臼野と同市堅来との最大高潮時海岸線における境界点から320度（磁針方位）の線上4,000メートルの点</p> <p>⑧ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度（磁針方位）の線上6,000メートルの点</p>			
2-1-2	手繰第2種 こぎ網漁業	0隻 (107隻)	5トン未満	48キロワット 以下	<p>国東市国東町黒津ノ鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端とを結んだ線と大分市関崎と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の(1)及び(2)の海域を除いた大分県海域</p> <p>(1) 国東市国東町黒津ノ鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端とを結んだ線と国東市安岐町旧安岐崎灯台から90度（磁針方位）の線との間における国東市の最大高潮時海岸線から6,000メートルの距離の線以内の海域</p> <p>(2) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの各点を順次に結んだ線とトからチに至る間における杵築市及び速見郡日出町の最</p>	1月1日から 12月31日まで	国東市、国東郡 姫島村、杵築市 (山香町及び大田 を除く。)、速見 郡日出町、別府市 又は大分市（旧大 分郡野津原町の区 域並びに大字佐賀 関、大字白木及び	定めなし

					大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線並びにチ、リ、ヌ、ル及びヲの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 国東市安岐町旧安岐崎灯台 ロ 旧安岐崎灯台から90度（磁針方位）の線上6,000メートルの点 ハ 杵築市美濃崎と大分市関崎とを結んだ線上美濃崎から3,000メートルの点 ニ 美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線上美濃崎から1,000メートルの点 ホ 杵築市守江灯台と大分市青崎鼻とを結んだ線上守江灯台から1,000メートルの点 ヘ 杵築市権現鼻と美濃崎とを結んだ線上権現鼻から1,000メートルの点 ト 杵築市加貫鼻と大分市関崎とを結んだ線上加貫鼻から2,000メートルの点 チ 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線上大崎鼻から2,000メートルの点 リ 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線と大分市高崎山頂上と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分（旧別府湾第2号灯浮標）の点とを結んだ線の交点 ヌ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分（旧別府湾第2号灯浮標）の点 ル 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬 ヲ 大分市関崎			
2-1-3	手繰第2種 ごぎ網漁業	0隻 (1隻)	3トン未満	48キロワット 以下	大分市関崎と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬とを結んだ線と津久見市と佐伯市上浦との最大高潮時海岸線における境界点から90度（磁針方位）の線との間の大分県海域	9月1日から 翌年の6月30日 まで	大分市（大字佐賀 関、大字白木及び 大字一尺屋に限 る。）又は津久見 市（大字保戸島を 除く。）に住所を 有する者	定めなし
2-1-4	手繰第2種 ごぎ網漁業	0隻 (16隻)	3トン未満	48キロワット 以下	大分市関崎と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬とを結んだ線と津久見市と佐伯市上浦との最大高潮時海岸線における境界点から90度（磁針方位）の線との間の大分県海域	9月1日から 翌年の6月30日 まで	臼杵市（野津町を 除く。）に住所を 有する者	定めなし
2-1-5	手繰第2種 ごぎ網漁業	0隻 (30隻)	5トン未満	48キロワット 以下	津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から90度（磁針方位）の線と佐伯市蒲江深島頂上から90度（磁針方位）の線との間の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域並びに次のリ、ヌ、ル、	1月1日から 12月31日まで	佐伯市（弥生、本 匠、宇目、直川及 び蒲江を除く。） に住所を有する者	定めなし

					<p>ヲ、ワ、カ、ヨ、タ及びシの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域</p> <p>イ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>ロ イの点から90度（磁針方位）の線と津久見市保戸島高甲岩と佐伯市上浦蒲戸崎とを結んだ線との交点</p> <p>ハ 蒲戸崎</p> <p>ニ 佐伯市大入島唐船鼻</p> <p>ホ 唐船鼻と佐伯市鶴見白埼とを結んだ線と同市鶴見野崎鼻と佐伯市竹ヶ島頂上とを結んだ線との交点</p> <p>ヘ 野崎鼻</p> <p>ト 佐伯市鶴見切ノ鼻うどの口</p> <p>チ 同市鶴見白埼</p> <p>リ 佐伯市鶴見宇土鼻</p> <p>ヌ 宇土鼻と津久見市保戸島高甲岩とを結んだ線と佐伯市鶴見白埼と同市鶴見高手島頂上とを結んだ線との交点</p> <p>ル 高手島頂上</p> <p>ヲ 佐伯市鶴見先ノ瀬頂上</p> <p>ワ 佐伯市鶴御崎</p> <p>ク 同市蒲江芦埼</p> <p>カ 同市蒲江深島東端</p> <p>ヨ 同市蒲江深島西端</p> <p>タ レ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線による境界点</p>			
2-1-6	手続第2種 ごぎ網漁業	0隻 (10隻)	5トン未満	48キロワット 以下	<p>津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から90度（磁針方位）の線と佐伯市蒲江深島頂上から90度（磁針方位）の線との間の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域並びに次のリ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ及びシの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域</p> <p>イ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>ロ イの点から90度（磁針方位）の線と津久見市保戸島高甲岩と佐伯市上浦蒲戸崎とを結んだ線との交点</p> <p>ハ 蒲戸崎</p> <p>ニ 佐伯市大入島唐船鼻</p> <p>ホ 唐船鼻と佐伯市鶴見白埼とを結んだ線と同市鶴見野崎鼻と佐伯市竹ヶ島頂上とを結んだ線との交点</p> <p>ヘ 野崎鼻</p> <p>ト 佐伯市鶴見切ノ鼻うどの口</p> <p>チ 同市鶴見白埼</p> <p>リ 佐伯市鶴見宇土鼻</p>	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江に住所 を有する者	定めなし

					<p>又 宇土鼻と津久見市保戸島高甲岩とを結んだ線と佐伯市鶴見白崎と同市鶴見高手島頂上とを結んだ線との交点</p> <p>ル 高手島頂上</p> <p>ラ 佐伯市鶴見先ノ瀬頂上</p> <p>ロ 佐伯市鶴御崎</p> <p>カ 同市蒲江芦崎</p> <p>コ 同市蒲江深島東端</p> <p>ク 同市蒲江深島西端</p> <p>シ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線による境界点</p>			
2-22	手繰第3種貝けた網漁業 (大分県専管海域)	0隻 (75隻)	5トン未満	48キロワット以下	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ線並びにホからイに至る最大高潮時海岸線から5,000メートルの距離の線によって囲まれた海域</p> <p>イ 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から18度(真方位) 5,000メートルの点</p> <p>ロ 同上11度45分(真方位) 12,300メートルの点</p> <p>ハ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から339度30分(真方位) 10,000メートルの点</p> <p>ニ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から335度(真方位) 7,000メートルの点</p> <p>ホ 豊後高田市香々地松津ミチズカ西端から308度(真方位) 5,000メートルの点</p>	10月8日から11月9日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市に住所を有する者であって、手繰第2種こぎ網漁業の許可を有する者	定めなし
2-23	手繰第3種貝けた網漁業 (三県共通海域)	0隻 (76隻)	5トン未満	48キロワット以下	<p>次の①、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びビナの各点を順次に結んだ線とナからトに至る間においては姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線並びにト、④、③、②及び①の各点を順次に結んだ線以内の海域</p> <p>ク 福岡県行橋市糞島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点</p> <p>ケ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎突東端とチの点を結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点</p> <p>コ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点</p> <p>サ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との交点</p> <p>シ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市大字室積村</p>	11月10日から翌年の4月19日まで。ただし、①、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、④、③、②及び①の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域にあっては、11月10日から翌年の3月18日までとする。	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市に住所を有する者であって、手繰第2種こぎ網漁業の許可を有する者	定めなし

				<p>杵崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点</p> <p>ス 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交点</p> <p>ッ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、福岡県行橋市萇島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点</p> <p>ク チの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市萇島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点</p> <p>チ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端(灯台跡)に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点</p> <p>ツ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市豊後高田港導流堤灯台とを結ぶ線との交点</p> <p>テ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点</p> <p>ト 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点</p> <p>ナ 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点</p> <p>ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤灯台(北緯33度56分12秒、東経131度13分57秒)とチの点とを結ぶ線の中央点</p> <p>ネ チの点から真方位6度15分の線上チの点から17,000メートルの点</p> <p>① チの点から真方位6度15分の線上チの点から6,000メートルの点</p> <p>② 大分県豊後高田市西国東干拓第2工区北東端から磁針方位323度45分の線上6,600メートルの点</p> <p>③ 大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度の線上6,940メートルの点</p> <p>④ 大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線と</p>		
--	--	--	--	--	--	--

		<p>の交点</p>			
<p>2-3-2 手繰第2種 自家用餌料びき網 漁業</p>	<p>定めなし (2隻)</p>	<p>5トン未満 48キロワット 以下</p>	<p>5月1日から 11月30日まで</p>	<p>共第7号の組合員 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者</p>	<p>周年</p>
<p>2-3-5 手繰第2種 自家用餌料びき網 漁業</p>	<p>定めなし (1隻)</p>	<p>5トン未満 48キロワット 以下</p>	<p>5月1日から 11月30日まで</p>	<p>共第9号の組合員 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者</p>	<p>周年</p>

(1) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域
イ 国東市国見町桂崎から350度(磁針方位)の線上1,800メートルの点
ロ 同線上2,800メートルの点
ハ 国東市国見町琵琶崎から0度(磁針方位)の線上2,500メートルの点
ニ 同線上1,500メートルの点

(2) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域
イ 国東市国見町両崎と東国東郡姫島村又鼻とを結んだ線上両崎から600メートルの点
ロ 同線上両崎から1,200メートルの点
ハ 国東市国見町金比羅鼻と姫島村ハイタテ鼻とを結んだ線上金比羅鼻から1,200メートルの点
ニ 同線上金比羅鼻から600メートルの点

(3) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域
イ 国東市国東町大崎と東国東郡姫島村ハイタテ鼻とを結んだ線上大崎から800メートルの点
ロ 同線上大崎から1,800メートルの点
ハ 大崎と伊予灘西航路第4号灯浮標(東経131度43分59秒北緯33度42分15秒)とを結んだ線上大崎から2,500メートルの点
ニ 同線上大崎から1,000メートルの点

(1) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域
イ 国東市国東町深江北側防波堤突端から75度(磁針方位)の線上800メートルの点
ロ 同線上1,800メートルの点
ハ 国東市国東町富来浦柳道三ツ石から65度(磁針方位)の線上1,800メートルの点
ニ 同線上800メートルの点

(2) 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ線以内の海域
イ 国東市国東町黒津ノ鼻計石
ロ 黒津ノ鼻計石から105度(磁針方位)の線上2,000メートルの点

					ハ 国東市国東町治郎丸堀切から120度（磁針方位）の線上2,000メートルの点 ニ 治郎丸堀切			
2-36	手練第2種 自家用餌料びき網 漁業	定めなし (1隻)	5トン未満 以下	48キロワット 以下	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 国東市安岐町安岐港北側防波堤の突端から90度（磁針方位）500メートルの点 ロ 同線上1,500メートルの点 ハ 安岐港北側防波堤突端から140度（磁針方位）1,400メートルの点 ニ 安岐港北側防波堤突端から184度（磁針方位）1,000メートルの点	5月1日から 11月30日まで	共第11号の組合員 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者	周年
2-37	手練第2種 自家用餌料びき網 漁業	定めなし (1隻)	5トン未満 以下	48キロワット 以下	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 杵築市奈多人幡神社鳥居南端 ロ 同鳥居南端と市杵島頂上とを結んだ線の延長線上最大高潮時海岸線から1,500メートルの点 ハ 美濃崎から128度（磁針方位）の線上1,500メートルの点 ニ 美濃崎から160度（磁針方位）の線上1,500メートルの点 ホ 美濃崎から198度（磁針方位）の線上1,500メートルの点 ヘ 杵築市大字狩宿と大字守江との境界点（黒石）から218度（磁針方位）の線上1,500メートルの点 ト 大字狩宿と大字守江との境界点（黒石）	5月1日から 11月30日まで	共第12号及び共第 13号の組合員行使 権者又は漁業権者 が操業を認めたと者	周年
2-3-12	手練第2種 自家用餌料びき網 漁業	定めなし (6隻)	3トン未満 以下	48キロワット 以下	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 津久見市地無垢島西端 ロ 同市楠屋鼻と地無垢島西端とを結んだ線上楠屋鼻から2,000メートルの点 ハ 同市大字千怒と大字日見との境界点と地無垢島西端とを結んだ線上同境界点から700メートルの点 ニ 同市観音崎と地無垢島西端とを結んだ線上観音崎から3,250メートルの点	1月1日から 12月31日まで	津久見市（大字保 戸島を除く。）に 住所を有する者	周年
2-3-13	手練第2種 自家用餌料びき網 漁業	定めなし (1隻)	3トン未満 以下	48キロワット 以下	(1) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 津久見市地無垢島西端と同市楠屋鼻とを結んだ線上地無垢島西端から700メートルの点 ロ 楠屋鼻と地無垢島西端とを結んだ線上楠屋鼻から2,000メ	1月1日から 12月31日まで	共第28号の組合員 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者	周年

2-3-14	手練第2種 自家用餌料びき網 漁業	定めなし (7隻)	3トン未満	48キロワット 以下	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 津久見市楠屋鼻と同市地無垢島西端とを結んだ線の中央点と同市高井島頂上とを結んだ線と同市貴船島頂上と同市地無垢島東端とを結んだ線との交点 ロ 津久見市楠屋鼻と同市地無垢島西端とを結んだ線の中央点 ハ 大分市串ヶ鼻と津久見市保戸島押上鼻とを結んだ線上串ヶ鼻から1,500メートルの点とロの点とを結んだ線と臼杵市天神ヶ鼻から同市津久見島南端を見通した線の延長線との交点 ニ 臼杵市天神ヶ鼻から同市津久見島南端を見通した線の延長線上ハの点から1,100メートルの点 ホ ロの点と津久見市地無垢島西端とを結んだ線上ロの点から1,000メートルの点 ヘ イの点と津久見市地無垢島東端とを結んだ線上イの点から1,400メートルの点	11月1日から 翌年の5月31日 まで	大分市(大字馬場、大字本神崎、大字大平、大字志生木、大字木佐上、大字佐賀岡、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、臼杵市(ただし、野津町を除く。))又は津久見市に住所を有する者	周年
2-42	手練第2種 なまごこぎ網漁業	0隻 (9隻)	3トン未満	48キロワット 以下	共第3号の共同漁業権の漁場区域内	11月1日から 翌年の3月31日 まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	定めなし
2-54	手練第2(3)種 なまごこぎ(なまごけた)網漁業	0隻 (17隻)	3トン未満	48キロワット 以下	共第13号及び共第14号の共同漁業権の漁場区域内	11月1日から 翌年の3月31日 まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	定めなし

2-5-5	手練第2(3)種 なまここぎ(なまこけた) 網漁業	0隻 (15隻)	3トン未満	48キロワット 以下	共第16号の共同漁業権の漁場区域内	11月1日から 翌年の3月31日 まで	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	定めなし
2-5-6	手練第2(3)種 なまここぎ(なまこけた) 網漁業	0隻 (8隻)	3トン未満	48キロワット 以下	共第17号の共同漁業権の漁場区域内	11月1日から 翌年の3月31日 まで	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	定めなし
2-5-7	手練第2(3)種 なまここぎ(なまこけた) 網漁業	0隻 (3隻)	3トン未満	48キロワット 以下	共第18号の共同漁業権の漁場区域内	11月1日から 翌年の3月31日 まで	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	定めなし
2-5-8	手練第2種 なまここぎ網漁業	0隻 (3隻)	10トン未満	定めなし	次のイ、ロ、ハ及びビの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 白杵港白灯台 ロ 白杵川河口中央点と津久見島頂上とを結んだ線と白杵港白灯台と赤灯台とを結んだ線との交点 ハ 津久見島頂上 ニ 白杵市大字板知屋青ビダ黒石	12月1日から 翌年の3月31日 まで	共第27号の組合員 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者	定めなし
2-5-9	手練第2種 なまここぎ網漁業	0隻 (2隻)	10トン未満	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 白杵市と津久見市との境界点(落水の大石) ロ イから358度22分(真方位)500メートルの点 ハ 津久見市大字長田楠屋鼻から地無垢島最北端見通し線上500メートルの点 ニ 津久見市大字長田楠屋鼻から同市大字保戸島押上鼻見通し線上500メートルの点 ホ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻)から同市楠屋鼻見通し線上700メートルの点 ヘ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻)	12月1日から 翌年の2月28日 まで	共第28号の組合員 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者	定めなし
2-6-2	手練第3種 なまこけた網漁業	定めなし (3隻)	3トン未満	定めなし	共第33号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から 翌年の3月31日 まで	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	周年
2-6-3	手練第3種 なまこけた網漁業	定めなし (3隻)	3トン未満	定めなし	共第34号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から 翌年の3月31日 まで	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	周年

令和二年十二月一日

大分県報号外(告三)

							を認めた者	
2-6-4	手繰第3種 なまこけた網漁業	定めなし (3隻)	3トン未満	定めなし	共第35号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から 翌年の3月31日 まで	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	周年
2-6-5	手繰第3種 なまこけた網漁業	定めなし (4隻)	3トン未満	定めなし	共第36号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から 翌年の3月31日 まで	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	周年
2-6-6	手繰第3種 なまこけた網漁業	定めなし (5隻)	3トン未満	定めなし	共第37号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から 翌年の3月31日 まで	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	周年

備考

- 1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針（令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。）別表第3中の番号をいう。
- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業種類の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - (1) 番号2-1-1及び2-1-2 平成30年5月11日から令和3年5月10日まで
 - (2) 番号2-1-3から2-1-6まで及び2-5-8から2-6-6まで 平成30年9月1日から令和3年8月31日まで
 - (3) 番号2-3-2から2-3-13まで 令和元年9月1日から令和4年8月31日まで
 - (4) 番号2-4-2から2-5-7まで 令和2年11月1日から令和5年10月31日まで
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

大分県告示第六百八十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十条第三号に掲げる瀬戸内海機船船びき網漁業について、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年十二月一日

大分県報号外（告示）

二二

瀬戸内海機船びき網漁業								
番号	漁業種類	許可等をすべき船舶の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	制限措置			
					作業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
3-1-1	瀬戸内海機船 船びき網漁業	0隻 (6隻)	5トン以上 10トン未満	143キロワット 以下	次のイ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ線以西の海域 イ 杵築市美濃崎 ロ イと大分市高島東端とを結んだ線と北緯33度20.9667分・東経131度52.7183分(旧別府湾第1号灯浮標)の点と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点を結んだ線との交点 ハ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点 ニ イと大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点と高崎山頂上とを結んだ線との交点 ホ 大分市1号埋立地北東端角ただし、共第16号以外の共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	速見郡日出町に住 所を有する者	定めなし
備考								
1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。								
2 申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。								
3 この告示に係る許可の有効期間は、令和元年9月1日から令和4年8月31日までとする。								
4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。								

大分県告示第六百八十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第四条第一項第四号に掲げる機船船びき網漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年十二月一日

大分県報号外（告示）

一三三

機船船びき網漁業								
番号	漁業種類	許可等をすべき船舶の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	制限措置			
					操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
4-1-3	いわし機船船びき網漁業	0隻 (4隻)	5トン未満	330キロワット以下	次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ線以西の海域 イ 杵築市美濃崎 ロ イと大分市踊鼻とを結んだ線と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点と高崎山頂上とを結んだ線との交点 ハ イと大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点と高崎山頂上とを結んだ線との交点 ニ 大分市1号埋立地北東端角 ただし、共第17号の漁場区域のうち、春木川河口から88度(真方位)の線以南の距岸900メートル以内の海域、共第17号以外の共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	別府市平道、内壺、古市町、亀川浜田町、亀川東町、上人ヶ浜町、亀川中央町、亀川四の湯町又は平田町に住所を有する者	定めなし
4-1-4	いわし機船船びき網漁業	0隻 (20隻)	5トン未満	330キロワット以下	国東市と杵築市の境界点と愛媛県佐田岬とを結んだ線と杵築市と日出町の境界点から173度(真方位)の線との間の大分県海域。ただし、杵築市住吉浜突端、同市守江灯台及び同市権現鼻の各点を順次に結んだ線以内の海域並びに北緯33度20.9667分・東経131度52.7183分(旧別府湾第1号灯浮標)の点と北緯33度18.8417分・東経131度41.0533分(旧別府湾第3号灯浮標)の点を結んだ線の延長線以南の海域を除く。	1月1日から 12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)に住所を有する者	定めなし
4-1-5	いわし機船船びき網漁業	定めなし (8隻)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びブルの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 臼杵川河口将棋頭とガニばえとを結んだ線の中央点 ロ 大字佐志生小三ツ子島最南端と大字下ノ江殿がはえとを結んだ線の延長線とイと津久見島山頂とを結んだ線との交点 ハ 殿がはえ ニ 殿がはえから津久見島立ばえ見通し線上450メートルの点 ホ 大字下ノ江小松岩から地無垢島南端見通し線上250メートルの点 ヘ 小松岩から地無垢島南端見通し線と共第26号区画線との交点	1月1日から 12月31日まで	臼杵市(野津町を除く。)に住所を有する者	周年

4-1-7	いわし機船船びぎ 網漁業	定めなし (2隻)	定めなし	定めなし	津久見市大字長日楠屋鼻と津久見市大字網代観音崎とを結んだ線以西の海域。ただし、津久見市大字網代字奥5666番地(落水)から358度22分(真方位)の線以东の海域を除く。	1月1日から 12月31日まで	津久見市(大字保戸島を除く。)に住所を有する者	周年	
4-1-9	いわし機船船びぎ 網漁業	定めなし (4隻)	定めなし	定めなし	佐伯市上浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。ただし、共第32号、共第35号、共第36号、共第37号、共第38号及び共第39号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字霞ヶ浦、大字戸穴、大字海崎又は大字鶴望(坂之浦)に住所を有する者	周年	
4-1-10	いわし機船船びぎ 網漁業	定めなし (4隻)	定めなし	定めなし	佐伯市上浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。ただし、共第32号、共第34号、共第36号、共第37号、共第38号及び共第39号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字高松浦に住所を有する者	周年	
4-1-11	いわし機船船びぎ 網漁業	定めなし (4隻)	定めなし	定めなし	佐伯市上浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。ただし、共第32号、共第33号、共第34号、共第35号、共第37号、共第38号及び共第39号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字荒網代浦に住所を有する者	周年	
4-1-12	いわし機船船びぎ 網漁業	定めなし (8隻)	定めなし	定めなし	共第38号及び共第41号の共同漁業権の漁場区域並びに佐伯市上浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見に住所を有する者	周年	
4-1-13	いわし機船船びぎ 網漁業	定めなし (7隻)	定めなし	定めなし	共第43号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津に住所を有する者	周年	
4-2-1	さより機船船びぎ 網漁業	定めなし (32隻)	5トン未満	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域	3月1日から 6月30日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市内町(安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市に住所を有する者	周年	
4-2-2	さより機船船びぎ 網漁業	定めなし (1隻)	5トン未満	定めなし	共第8号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	東国東郡姫島村に住所を有する者	周年	

令和二年十二月一日

大分県報号外(告六)

二五

4-24	さより 機船船びき 網漁業	定めなし (3隻)	5トン未満 以下	330キロワット 以下	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除いた大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以东にあっては、最大高潮時海岸線から5,000メートル以内の海域を除く。	11月1日から 翌年の3月31日 まで	大分市(旧大分郡 野津原町及び旧北 海部郡佐賀岡町の 区域を除く。)に 住所を有する者	周年
4-41	さより、このしろ 機船船びき網漁業	定めなし (21隻)	5トン未満	330キロワット 以下	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線と大分関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	(さより) 10月1日から 翌年の4月30日 まで (このしろ) 6月1日から 9月30日まで	杵築市(山香町及 び大田を除く。)、 速見郡日出町又は 別府市に住所を有 する者	周年
4-43	さより、このしろ 機船船びき網漁業	定めなし (12隻)	定めなし	定めなし	大分市一尺屋天狗ばえ、津久見市地無垢島西端及び同市字高井の北端を順次に結んだ線以内の海域	10月1日から 翌年の5月31日 まで	大分市(大字佐賀 関、大字白木及び 大字一尺屋に限 る。)、臼杵市 (野津町を除 く。))又は津久見 市(大字保戸島を 除く。))に住所を 有する者	周年
4-51	しらさ機船浮きび き網漁業	定めなし (10隻)	5トン未満	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	9月1日から 11月20日まで	中津市(三光、本 耶馬溪町、耶馬溪 町及び山国町を除 く。)、宇佐市 (安心院町及び院 内町を除く。))又 は豊後高田市に住 所を有する者	周年
4-6-1	あみ機船浮きび き網漁業	定めなし (4隻)	5トン未満	定めなし	共第1号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、共第2号、共第3号、共第4号、共第5号及び共第6号の漁場区域を除く。 ※ 申請者の住所地の地先共同漁業権は、ただし書から除く。	9月20日から 翌年の3月31日 まで	中津市(三光、本 耶馬溪町、耶馬溪 町及び山国町を除 く。)、宇佐市 (安心院町及び院 内町を除く。))又 は豊後高田市に住	周年

4-9-1	はげ、いか機船船びき網漁業	定めなし (2隻)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ及びホの各直線によって囲まれた海域 イ 大分市浅島と津久見市沖無垢島西端(タイコ礁)とを結んだ直線 ロ 愛媛県佐田岬と津久見市白石とを結んだ直線 ハ 津久見市地無垢島南端と臼杵市津久見島頂上とを結んだ直線 ニ 大分市鳥ヶ崎と臼杵市飛潮鼻とを結んだ直線	12月1日から翌年の4月30日まで	臼杵市(野津町を除く。)に住所を有する者	周年	
4-10-1	いか機船船びき網漁業	定めなし (20隻)	5トン未満	330キロワット以下	次のイ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ線以内の海域。ただし、山口県熊毛郡上関町祝島東端と大分市関崎とを結んだ線以東の海域及び共同漁業権の漁場区域を除く。 イ 杵築市美濃崎 ロ イと愛媛県佐田岬とを結んだ線と北緯33度17.8分・東経131度35.1867分(旧別府湾第4号灯浮標)の点と北緯33度20.9667分・東経131度52.7183分(旧別府湾第1号灯浮標)の点とを結んだ線の延長線との交点 ハ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点 ニ ハと北緯33度17.8分・東経131度35.1867分(旧別府湾第4号灯浮標)の点とを結んだ線とホから173度(真方位)の線との交点 ホ 杵築市と日出町との境界点	11月15日から翌年の2月28日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)に住所を有する者	周年	
4-10-2	いか機船船びき網漁業	定めなし (4隻)	5トン未満	330キロワット以下	次のイ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ線以内の海域であって、共同漁業権の漁場区域を除いた海域 イ 杵築市美濃崎 ロ イと大分市高島東端とを結んだ線と北緯33度20.9667分・東経131度52.7183分(旧別府湾第1号灯浮標)の点と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点とを結んだ線との交点 ハ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点 ニ 日出町大崎鼻と大分川右岸河口とを結んだ線と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点と高崎山頂上とを結んだ線との交点 ホ 日出町大崎鼻 ただし、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域を除く。	11月15日から翌年の2月28日まで	速見郡日出町大字真那井、大字豊岡又は別府市(平道、内籠、古市町、亀川浜田町、亀川東町、上人ヶ浜町、亀川中央町、亀川四の湯町及び平田町に限る。)に住所を有する者	周年	

4	しいか機船船びき網漁業	定めなし (2隻)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ及びこの各直線によって囲まれた海域 イ 大分市筏島と津久見市沖無垢島西端(タイコ礁)とを結んだ直線 ロ 大分市関崎と津久見市白石とを結んだ直線 ハ 津久見市地無垢島南端と臼杵市津久見島頂上とを結んだ直線 ニ 大分市鳥ヶ崎と臼杵市飛瀬とを結んだ直線	10月1日から翌年の3月31日まで	臼杵市(野津町を除く。)に住所を有する者	周年
4	かつお機船船びき網漁業	定めなし (2隻)	定めなし	定めなし	共第29号の共同漁業権の漁場区域のうち、臼杵川河口将棋頭とかにばえとを結んだ線の中央点から津久見島頂上見通し線以南の海域	7月1日から11月30日まで	臼杵市(野津町を除く。)に住所を有する者	周年
4	雑魚機船船びき網漁業	定めなし (1隻)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 臼杵市と津久見市との境界点(落水の大石) ロ イから358度22分(真方位)500メートルの点 ハ 津久見市大字長目楠屋鼻から地無垢島最北端見通し線上500メートルの点 ニ 津久見市大字長目楠屋鼻から同市大字保戸島頂上見通し線上500メートルの点 ホ へから同市楠屋鼻見通し線上700メートルの点 ハ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻)	1月1日から12月31日まで	津久見市(大字日見、大字綱代、大字四浦及び大字保戸島を除く。)に住所を有する者	周年
4	雑魚機船船びき網漁業	定めなし (1隻)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ及びこの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻) ロ イから同市楠屋鼻見通し線上700メートルの点 ハ ニから358度22分(真方位)1,000メートルの点 ニ 津久見市大字綱代字奥5666番地(落水)	1月1日から12月31日まで	津久見市大字日見又は大字綱代に住所を有する者	周年
4	雑魚機船船びき網漁業	定めなし (8隻)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 津久見市大字四浦字葉色2221番地の1(ちよきがとも) ロ イ点から358度22分(真方位)1,000メートルの点 ハ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界点(ともうちばえ)から大分市葺島最東端見通し線上700メートルの点 ニ ともうちばえから鶴見町先の瀬見通し線上800メートルの点 ホ へから愛媛県宇和島市権現山(490メートル)頂上見通し線上800メートルの点 へ 津久見市と佐伯市との境界点	1月1日から12月31日まで	津久見市大字四浦(字荒代及び字鳩浦を除く。)に住所を有する者	周年
4	雑魚(モイカ・雑)	定めなし	定めなし	定めなし	共第28号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、共第109号の漁	9月1日から	津久見市(大字保)	周年

14-1	魚) 機船船びき網 漁業	(30隻)		場区域 (旧海洋牧場) を除く。	翌年の3月31日 まで	戸島を除く。) に 住所を有する者	
------	-----------------	-------	--	------------------	----------------	----------------------	--

備考

- 1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針 (令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。) 別表第3中の番号をいう。
- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、令和元年9月1日から令和4年8月31日までとする。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

令和二年十二月一日

大分県報号外(告示)

三〇

大分県告示第六百九十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第四条第一項第五号に掲げるところ網漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

ごち網漁業		制 限 措 置			漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間	
番号	漁業種類	許可等をすべき船舶の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域			
5-1-1	たいしろうごち網漁業	定めなし (3隻)	5トン未満	48キロワット以下	<p>大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の(1)、(2)及び(3)の海域を除いた大分県海域</p> <p>(1) 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から6度15分(真方位)の線と、国東市国東町来浦大崎鼻と山口県熊毛郡上関町祝島北端とを結んだ線の間における最大高潮時海岸線(姫島周辺にあつては、姫島の最大高潮時海岸線)から5,000メートルの距離の線以内の海域</p> <p>(2) 国東市国東町来浦大崎鼻と山口県熊毛郡上関町祝島北端とを結んだ線と杵築市美濃崎と大分市関崎とを結んだ線との間における最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線以内の海域</p> <p>(3) 次のイ、ロ及びハの各点を順次に結んだ線とハからニに至る間における杵築市及び速見郡日出町の最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線並びにニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域</p> <p>イ 美濃崎 ロ 美濃崎と関崎とを結んだ線上美濃崎から2,000メートルの点 ハ 美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線とハからニに至る間における最大高潮時海岸線と大分市大分川河口右岸とを結んだ線と大分市高崎山頂上と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点とを結んだ線との交点 ニ 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線と大分市高崎山頂上と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点とを結んだ線との交点 ホ 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線と大分市高崎山頂上と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点とを結んだ線との交点 ヘ 佐田岬 ト 佐田岬 チ 関崎</p>	7月1日から 12月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市に住所を有する者	周年
5-1-1	たいしろうごち網	定めなし (16隻)	別記1のとおり	別記2のとおり	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と国	3月1日から	国東市又は東国東	周年

2-1	漁業	(2隻)			東市国東町北江鼻から58度(磁針方位)の線との間における大分県海域	12月31日まで	郡姫島村に住所を有する者	
5-3-1	きすローラーごち網漁業	定めなし (17隻)	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共第2号、共第3号、共第4号及び共第5号の共同漁業権の漁場区域のうち最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域並びに共第6号の共同漁業権の漁場区域を除く。	4月15日から 9月30日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市(旧西国東郡真玉町の区域を除く。))に住所を有する者	周年
5-4-1	かれいローラーごち網漁業	定めなし (1隻)	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の海域であって、共第6号の漁場区域を除いた大分県海域。ただし、共第2号の共同漁業権の漁場区域においては最大高潮時海岸線から2,000メートル以内、その他の区域においては同1,000メートル内の海域を除く。	5月11日から 8月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市に住所を有する者	周年

備考

- 1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
 - 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
 - 3 この告示に係る許可の有効期間は、令和元年9月1日から令和4年8月31日までとする。
 - 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。
- 別記(番号5-1-1関係)
- 1 5ト未満(平成14年3月31日時点で許可を受けていた船舶は、7ト未満。ただし、当該船舶について、大分県漁業調整規則第14条第1項第4号の規定による許可(親子兄弟間を除く。))を受けた者にあつては、この限りでない。)
 - 2 48キロワット以下。ただし、次の各号に掲げる船舶にあつては、当該各号に定める馬力数とする。
 - (1) 平成14年3月31日時点で許可を受けていた船舶であつて、48キロワットを超え330キロワット以下の推進機関を備えていたもの 330キロワット以下。ただし、当該船舶について、大分県漁業調整規則第14条第1項第4号の規定による許可(親子兄弟間を除く。))を受けた者にあつては、この限りでない。
 - (2) 平成14年3月31日時点で許可を受けていた船舶であつて、330キロワットを超える推進機関を備えていたもの 当該推進機関の馬力数以下。ただし、当該船舶について、大分県漁業調整規則第14条第1項第4号の規定による許可(親子兄弟間を除く。))を受けた者にあつては、この限りでない。

大分県告示第六百九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第四条第一項第六号に掲げる小型まき網漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年十二月一日

大分県報号外（告示）

三三三

小型まき網漁業		制限措置						
番号	漁業種類	許可等をすべき船舶の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
6-1-1	いわし、あじ、さばまき網(1そうまき網) 漁業	0隻 (2隻)	5トン未満	定めなし	大分市関崎(うちをばえ)、高島西端、高島東端、津久見保戸高甲岩灯標及び佐伯市上浦蒲戸崎を順次に結んだ線以西の海域であって、火光を利用する網漁業の禁止区域を除いた海域	1月1日から 12月31日まで	臼杵市(野津町を除く。)又は津久見市(大字保戸島を除く。)に住所を有する者	定めなし
6-1-2	いわし、あじ、さばまき網(1そうまき網) 漁業	0隻 (2隻)	5トン未満	定めなし	共第43号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、火光を利用する網漁業の禁止区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津に住所を有する者	定めなし
6-1-4	いわし、あじ、さばまき網(1そうまき網) 漁業	0隻 (2隻)	5トン未満	定めなし	共第45号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、火光を利用する網漁業の禁止区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦又は大字猪串浦に住所を有する者	定めなし

備考

- 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、平成30年11月1日から令和3年10月31日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

大分県告示第六百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第四条第一項第九号に掲げる棒受け網漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年十二月一日

大分県報号外（告示）

三五

棒受け網漁業								
番号	漁業種類	許可等をすべき船舶の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	制限措置		申請期間	
					操業区域	漁業時期		
7-1-1	いわし、あじ、さば棒受け網漁業	定めなし (7隻)	定めなし	定めなし	共同漁業権(申請者の住所地の地先共同漁業権に限る。)の漁場区域内。ただし、火光利用の禁止区域を除く。	漁1月1日から 12月31日まで	佐伯市(弥生、本匠、宇目及び直川を除く。)に住所を有する者	周年
備考								
<p>1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。</p> <p>2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。</p> <p>3 この告示に係る許可の有効期間は、平成30年11月1日から令和3年10月31日までとする。</p> <p>4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。</p>								

大分県告示第六百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第四条第一項第十一号に掲げる刺し網漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年十二月一日

大分県報号外（告示）

三七

刺し網漁業		制限措置			制 限 措 置			申請期間	
番号	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	作業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
8-1-1	さわら流し刺し網漁業	0人 (6人)	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	3月1日から 12月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市に住所を有する者	定めなし	
8-1-2	さわら流し刺し網漁業	0人 (2人)	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線(姫島周辺にあっては姫島の最大高潮時海岸線)から4,000メートル以内の海域を除く。	8月1日から 翌年の1月31日まで	国東市国見町又は東国東郡姫島村に住所を有する者	定めなし	
8-1-3	さわら流し刺し網漁業	0人 (2人)	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	8月1日から 翌年の1月31日まで	国東市国東町浜、深江、東堅来、富来浦、浜崎又は富来に住所を有する者	定めなし	
8-1-4	さわら流し刺し網漁業	0人 (22人)	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線(姫島周辺にあっては姫島の最大高潮時海岸線)から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域	8月1日から 翌年の1月31日まで	国東市(国見町並びに国東町浜、深江、東堅来、富来浦、浜崎及び富来を除く。))に住所を有する者	定めなし	
8-1-5	さわら流し刺し網漁業	0人 (35人)	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域	7月1日から 翌年の1月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別	定めなし	

					最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線と同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域		府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
8-2-1	まながつお流し刺し網漁業	定めなし(11人)	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	5月1日から11月30日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。)、又は豊後高田市に住所を有する者	周年
8-2-2	まながつお流し刺し網漁業	定めなし(7人)	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線(姫島周辺にあっては姫島の最大高潮時海岸線)から4,000メートル以内の海域を除く。	1月1日から12月31日まで	国東市国見町又は東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
8-2-3	まながつお流し刺し網漁業	定めなし(10人)	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	1月1日から12月31日まで	国東市(国見町を除く。)に住所を有する者	周年
8-2-4	まながつお流し刺し網漁業	定めなし(6人)	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線と同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域	1月1日から12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡	周年
8-3-1	まながつお・すざき流し刺し網漁業	定めなし(27人)	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大	1月1日から12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡	周年

					崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域		佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者。ただし、まながつお流し刺し網漁業(8-2-4)の許可を受けた者を除く。	周年
8-4-1	そなたがつお流し刺し網漁業	定めなし(7人)	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域	7月1日から12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
8-5-1	きす流し刺し網漁業	定めなし(3人)	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域を除く。	4月1日から11月30日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。)又は豊後高田市に住所を有する者	周年
8-5-3	きす流し刺し網漁業	定めなし(19人)	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共第7号、共第9号、共第10号、共第11号及び共第12号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から12月31日まで	東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
8-5-4	きす流し刺し網漁業	定めなし(8人)	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から12月31日まで	国東市(国見町を除く。)に住所を有する者	周年
8-5-5	きす流し刺し網漁業	定めなし(13人)	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除いた大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以東にあつては、最大高潮時海岸線から4,000メートル	1月1日から12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、別府市又は大分市(旧大分郡野津原	周年

					ル以内の海域を除く。		町の区域並びに大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋を除く。)に住所を有する者	
8-6-1	このしろ流し刺し網漁業	定めなし (3人)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ホ及びニの各点を順次に結んだ線以内の海域。ただし、臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。 イ 別府市と大分市との境界点(阿都郡橋) ロ イから52度30分(磁針方位)1,700メートルの点 ハ 大分港赤灯台から5度(磁針方位)1,700メートルの点 ニ 乙津泊地東防波堤根基 ホ ニから7度30分(磁針方位)1,700メートルの点	1月1日から12月31日まで	大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
8-7-1	きすまき刺し網漁業	定めなし (2人)	定めなし	定めなし	杵築市美濃崎と大分市7号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	2月1日から5月31日まで及び10月1日から12月31日まで	大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
8-8-5	くるまえば流し刺し網漁業	定めなし (4人)	定めなし	定めなし	次のイ及びニの線の間で最大高潮時海岸線から4,000メートル以内を除く海域であって、次のイ及びロの線の間においては8,000メートル以内、ロ及びハの間においては10,000メートル以内、ハ及びニの間においては6,000メートル以内の海域 イ 豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線 ロ 国東郡姫島灯台から山口県熊毛郡小祝島西端見通し線 ハ 国東市国東町黒津ノ鼻から山口県熊毛郡八島南端見通し線 ニ 国東市と杵築市の境界点から90度(磁針方位)の線	7月1日から12月31日まで	国東市に住所を有する者	周年
8-8-6	くるまえば流し刺し網漁業	定めなし (35人)	定めなし	定めなし	次のイ及びニの線の間で最大高潮時海岸線から4,000メートル以内を除く海域であって、次のイ及びロの線の間においては8,000メートル以内、ロ及びハの間においては10,000メートル以内、ハ及びニの間においては6,000メートル以内の海域、並びに共第8号の共同漁業権の漁場区域においては最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 イ 豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線 ロ 姫島灯台から山口県熊毛郡小祝島西端見通し線 ハ 国東市国東町黒津ノ鼻から山口県熊毛郡八島南端見通し線 ニ 国東市と杵築市の境界点から90度(磁針方位)の線	7月1日から12月31日まで	国東郡姫島村に住所を有する者	周年
8-9-1	ほら囲刺し網漁業	定めなし (8人)	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間であつ	4月1日から12月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪	周年

8-9-2	ぼら囲刺し網漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間であって、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域 ※ 新規の許可については、申請者の住所地の地先共同漁業権の区域	9月5日から翌年の5月31日まで	国東市(国見町を除く。)に住所を有する者	周年	
8-9-3	ぼら囲刺し網漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	共第16号の共同漁業権の漁場区域のうち、日出町大字大神と同町大字川崎の境界点から180度(磁針方位)の線以東の海域	10月1日から翌年の5月31日まで	速見郡日出町大字大神に住所を有する者	周年	
8-9-6	ぼら囲刺し網漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ニ及びハの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 別府市大字北須賀上人鼻 ロ イから95度(磁針方位)1,700メートルの点 ハ 別府市と大分市の境界点(両郡橋) ニ ハから52度30分(磁針方位)1,700メートルの点	1月1日から12月31日まで	別府市に住所を有する者	周年	
8-9-7	ぼら囲刺し網漁業	定めなし (5人)	定めなし	定めなし	共第20号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から12月31日まで	大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年	
8-9-11	ぼら囲刺し網漁業	定めなし (4人)	定めなし	定めなし	共第15号の共同漁業権の漁場区域のうち、杵築市大字狩宿と同市大字守江の境界点(黒石)から180度(磁針方位)の線と杵築市と日出町の境界から180度(磁針方位)の線との間の海域。ただし、杵築市守江灯台と同市高山川右岸埋立北東端角とを結んだ線以内の海域を除く。	9月1日から翌年の4月30日まで	杵築市大字守江、大字大内、大字杵築、大字南杵築、大字猪尾、大字片野又は大字熊野に住所を有する者	周年	
8-9-14	ぼら囲刺し網漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ニ及びハの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻) ロ イから同市楠屋鼻見通し線上700メートルの点 ハ 津久見市大字網代字奥5666番地(落水) ニ ハから358度22分(磁針方位)1,000メートルの点	1月1日から12月31日まで	津久見市(大字保戸島を除く。)に住所を有する者	周年	
8-	はまち流し刺し網	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ線以内の海	9月1日から	大分市(旧大分郡	周年	

10-1	漁業	(3人)		<p>域、並びに次のハ、ト、チ、リ及びへの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域</p> <p>イ 大分市5号埋立地北東端角</p> <p>ロ イから358度(磁針方位)1,300メートルの点</p> <p>ハ 大分市大字生石大分港赤灯台から358度(磁針方位)1,700メートルの点</p> <p>ニ 大分市と別府市の境界点(両郡橋)から東側500メートルの国道北側の天端から45度30分(磁針方位)1,700メートルの点</p> <p>ホ 同国道北端500メートルの点</p> <p>ヘ 3号地5本鉄柱西方300メートルの地点342度(磁針方位)距岸1,000メートルの点</p> <p>ト 乙津泊地西側岸壁の延長線上距岸950メートルの点</p> <p>チ 乙津泊地西側岸壁の延長線上距岸780メートルの点</p> <p>リ 3号地5本鉄柱西方300メートルの地点342度(磁針方位)距岸830メートルの点</p>	10月31日まで	野津原町及び旧北海部郡佐賀岡町の区域を除く。)に住所を有する者	
備考							
<p>1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。</p> <p>2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。</p> <p>3 この告示に係る許可の有効期間は、平成30年11月1日から令和3年10月31日までとする。</p> <p>4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。</p>							

令和二年十二月一日

大分県報号外(告示)

四四

大分県告示第六百九十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第四条第一項第十二号に掲げる固定式刺し網漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

固定式刺し網漁業						制限措置		
番号	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
9-1-1	えび建網漁業	定めなし (21人)	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間で、最大高潮時海岸線から3,500メートル以内の海域	1月1日から12月31日まで	共第1号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めたる者	周年
9-1-2	えび建網漁業	定めなし (12人)	定めなし	定めなし	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の操業に関する協定書」の別添図面-2で示された固定式刺し網漁業(えび建網漁業)の操業区域。ただし、海上人命安全条約(SOLAS条約)に対応した港湾施設保安区域を除く。	4月1日から10月31日まで	大分県漁業協同組合大分支店に所属する組合員	周年
9-2-1	雑魚建網漁業	定めなし (34人)	定めなし	定めなし	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の操業に関する協定書」の別添図面-2で示された固定式刺し網漁業(雑魚建網漁業)の操業区域。ただし、海上人命安全条約(SOLAS条約)に対応した港湾施設保安区域を除く。	1月1日から12月31日まで	大分県漁業協同組合大分支店に所属する組合員	周年
9-3-1	沖建網漁業	定めなし (49人)	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から12月31日まで	国東市国見町又は東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
9-3-2	沖建網漁業	定めなし (42人)	定めなし	定めなし	国東市国見町と国東市の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から12月31日まで	国東市(国見町を除く。)に住所を有する者	周年
9-3-3	沖建網漁業	定めなし (39人)	定めなし	定めなし	(第1海域) 国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線、日出町大崎鼻と大分市5号埋立地北東端角とを結んだ線並びに次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの各点を順次に結んだ線の間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。 イ 大分市1号埋立地北東端角	3月1日から10月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町又は別府市に住所を有する者	周年

					<p>ロ イから美濃崎見通し線上2,000メートルの点</p> <p>ハ 大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上2,000メートルの点</p> <p>ニ 大分港中防波堤東端から北緯33度19.9分・東経131度46.8950分（旧別府湾第2号灯浮標）の点見通し線上2,500メートルの点</p> <p>ホ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分（旧別府湾第2号灯浮標）の点</p> <p>ヘ 愛媛県佐田岬</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>		
9-34	沖建網漁業	定めなし (36人)	定めなし	定めなし	<p>(第1海域)</p> <p>国東市国東町黒津ノ鼻から90度（磁針方位）の線、日出町大崎鼻と大分市5号埋立地北東端角とを結んだ線並びに次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びびへの各点を順次に結んだ線の間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域、乙津泊地及び鶴崎泊地を除く。</p> <p>イ 大分市1号埋立地北東端角</p> <p>ロ イから美濃崎見通し線上2,000メートルの点</p> <p>ハ 大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上2,000メートルの点</p> <p>ニ 大分港中防波堤東端から北緯33度19.9分・東経131度46.8950分（旧別府湾第2号灯浮標）の点見通し線上2,500メートルの点</p> <p>ホ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分（旧別府湾第2号灯浮標）の点</p> <p>ヘ 愛媛県佐田岬</p>	<p>3月1日から 10月31日まで</p>	<p>大分市（旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。）に住所を有する者</p>	周年
9-35	沖建網漁業	定めなし (3人)	定めなし	定めなし	<p>(第2海域)</p> <p>日出町大崎鼻と大分市5号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び住吉泊地を除く。</p> <p>国東市国東町黒津ノ鼻から90度（磁針方位）の線と次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、及びびへの各点を順次に結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。</p> <p>イ 大分市1号埋立地北東端角</p> <p>ロ イから美濃崎見通し線上2,000メートルの点</p>	<p>3月1日から 10月31日まで</p>	<p>大分市大字馬場、大字本神崎、大字大平、大字志生木又は大字木佐上に住所を有する者</p>	周年

					ハ 大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上2,000メートルの点 ニ 大分港中防波堤東端から北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点見通し線上2,500メートルの点 ホ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点 ヘ 愛媛県佐田岬			
9-4-1	たい及びはまち 曲建網漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	共第21号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の 組合員行使権者又は 漁業権者が操業 を認めた者	周年
9-6-1	このしろ沖建網漁 業	定めなし (5人)	定めなし	定めなし	共第27号の共同漁業権の漁場区域のうち、臼杵市諫訪がこぼえ 灯台と津久見島頂上とを結んだ線の延長線以北の海域	8月1日から 翌年の4月30日 まで	臼杵市大字中津浦 に住所を有する者 であって、当該共 同漁業権の組合員 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者	周年

備考

- 1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、令和元年9月1日から令和4年8月31日までとする。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

令和二年十二月一日

大分県報号外(告示)

四八

大分県告示第六百九十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第四条第一項第十三号に掲げる押網漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

押網漁業

番号	漁業種類	許可等をすべき船舶の数 (R.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	制限措置		漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
					操業区域				
14-1-1	さより押網漁業	定めなし (1隻)	定めなし	定めなし	共第25号、共第26号及び共第27号の共同漁業権の漁場区域内		10月1日から翌年の5月31日まで	臼杵市(野津町を除く。)に住所を有する者	周年
14-1-3	さより押網漁業	定めなし (1隻)	定めなし	定めなし	共第33号の共同漁業権の漁場区域内		9月1日から翌年の5月31日まで	佐伯市大字二栄、大字守江又は大字狩生に住所を有する者	周年
14-1-4	さより押網漁業	定めなし (3隻)	定めなし	定めなし	共第38号の共同漁業権の漁場区域内		10月1日から翌年の5月31日まで	佐伯市鶴見に住所を有する者	周年

備考

- 1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限がない場合をいう。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、令和元年9月1日から令和4年8月31日までとする。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

令和二年十二月一日

大分県報号外(告示)

五〇

大分県告示第六百九十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第四条第一項第十四号に掲げるはえ縄漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

はえ縄漁業								
番号	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	制限措置			
					操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
10-11	はえ縄漁業	定めなし (2人)	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(ただし、安心院町及び院内町を除く。)、又は豊後高田市に住所を有する者	周年
10-12	はえ縄漁業	定めなし (11人)	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎、大分市関崎及び愛媛県佐田岬を順次に結んだ線との間の海域であって、最大高潮時海岸線から2,000メートル(共第7号及び共第8号の漁場区域においては1,000メートル)以内の海域を除いた大分県海域。ただし、共第12号、共第22号、共第67号、共第69号及び共第70号の漁場区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	国東市又は東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
10-13	はえ縄漁業	定めなし (10人)	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)、に住所を有する者	周年
10-14	はえ縄漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	大分市大字馬場、大字本神崎、大字大平、大字志生木又は大字木佐上に住所を有する者	周年

10-1-5	ふぐはえ縄漁業	定めなし (10人)	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から90度（磁針方位）の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市磯崎とを結んだ線以西の海域、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	大分市（大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。）、臼杵市（野津町を除く。）、津久見市又は佐伯市（弥生、本匠、宇目及び直川を除く。）に住所を有する者	周年
10-1-6	ふぐはえ縄漁業	定めなし (13人)	定めなし	定めなし	大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	大分市（大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。）、臼杵市（野津町を除く。）、又は津久見市（大字保戸島を除く。）に住所を有する者	周年
10-1-7	ふぐはえ縄漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線以南の大分県海域。ただし、津久見市以北の海域においては共同漁業権の漁場区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	佐伯市（弥生、本匠、宇目及び直川を除く。）に住所を有する者	周年
10-2-1	はもはえ縄漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	8月1日から翌年の3月31日まで	大分市（大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。）、臼杵市（野津町を除く。）、又は津久見市（大字保戸島を除く。）に住所を有する者	周年
10-2-2	はもはえ縄漁業	定めなし (3人)	定めなし	定めなし	申請者の住所地の地先共同漁業権の区域	5月1日から9月30日まで	佐伯市（弥生、本匠、宇目及び直川を除く。）に住所を有する者	周年

10-3-1	たい、はもはえ縄漁業	定めなし (3人)	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎、大分市関崎及び愛媛県佐田岬を順次に結んだ線との間の海域であって、最大高潮時海岸線から2,000メートル(共第7号及び共第8号の漁場区域においては1,000メートル)以内の海域を除いた大分県海域。ただし、共第12号、共第22号、共第67号、共第69号及び共第70号の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	国東市又は東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
10-3-2	たい、はもはえ縄漁業	定めなし (12人)	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。))に住所を有する者	周年
10-3-4	たい、はもはえ縄漁業	定めなし (7人)	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市磯崎とを結んだ線以西の海域、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	1月1日から 12月31日まで。 はもはえ縄は7月1日から翌年の3月31日まで	臼杵市(野津町を除く。))又は津久見市大字保戸島に住所を有する者	周年
10-4-3	たいはえ縄漁業	定めなし (16人)	定めなし	定めなし	(油をつけた餌料を使用しないもの) 大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線以南の大分県海域	1月1日から 12月31日まで	大分市(大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、臼杵市(野津町を除く。)、津久見市又は佐伯市(弥生、本匠、宇目及び直川を除く。))に住所を有する者	周年
		0人 (16人)	定めなし	定めなし	(油をつけた餌料を使用するもの) 1 次のイ、ロ及びびの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 大分市串ヶ鼻 ロ 津久見市地無垢島西端と串ヶ鼻とを結んだ線上地無垢島西端から2,000メートルの点 ハ 同市大字四浦字高井の北端	4月1日から 12月31日まで	大分市(大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、臼杵市(野津町を除く。)、津久見市	定めなし

				<p>2 佐伯市上浦蒲戸崎と愛媛県南宇和郡西海町横島北端とを結んだ線以南の大分県海域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びビイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域を除く。</p> <p>イ 佐伯市鶴見大島立花鼻と同市鶴見梶寄浦ビシヤコバエ頂上とを結んだ線上立花鼻から600メートルの点</p> <p>ロ 佐伯市鶴見大字梶寄浦と大字丹賀浦との境界（ウノハエ）と大島スリオトシとを結んだ線上スリオトシから200メートルの点</p> <p>ハ 大島赤鼻と佐伯市鶴見白崎鼻とを結んだ線上赤鼻から300メートルの点</p> <p>ニ 佐伯市高手島頂上と同市竹ヶ島頂上とを結んだ線上高手島頂上から1000メートルの点</p> <p>ホ 高手島頂上から0度（磁針方位）1,000メートルの点</p> <p>ヘ 大島先の瀬頂上から0度（磁針方位）1,000メートルの点</p> <p>ト 先の瀬頂上から90度（磁針方位）1,000メートルの点</p> <p>チ 先の瀬頂上から135度（磁針方位）1,000メートルの点</p>		<p>又は佐伯市（弥生、本匠、宇目及び直川を除く。）に住所を有する者</p>	
--	--	--	--	---	--	--	--

備考

- 1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針（令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。）別表第3中の番号をいう。
- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までとする。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

--

大分県告示第六百九十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第四条第一項第十五号に掲げるたこつば漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年十二月一日

大分県報号外（告示）

五五

たこつぼ漁業		制限措置			たこつぼ漁業			
番号	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	作業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
11-1	たこつぼ漁業	定めなし (19人)	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	国東市(国見町を除く。)に住所を有する者	周年
11-1-2	たこつぼ漁業	定めなし (17人)	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町又は東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
11-1-3	たこつぼ漁業	定めなし (3人)	定めなし	定めなし	杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
11-1-4	たこつぼ漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ線以内の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。 イ 大分市踊鼻 ロ 踊鼻から355度(磁針方位) 2,800メートルの点 ハ 踊鼻から15度(磁針方位) 10,500メートルの点 ニ 北緯33度18.8417分・東経131度41.0533分(旧別府湾第3号灯浮標)の点 ホ 大分市1号埋立地北東端角	1月1日から 12月31日まで	大分市大字馬場、大字本神崎、大字大平、大字志生木、大字木佐上、大字佐賀関、大字白木又は大字一尺屋に住所を有する者	周年
11-1-5	たこつぼ漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線と美濃崎と大分市関崎とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	大分市(大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、臼杵市(野津町を除く。)	周年

大分県告示第六百九十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第四条第一項第十六号に掲げるかご漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

かご漁業								
制限措置								
番号	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
12-1-1	いかたまたま漁業	定めなし (10人)	定めなし	定めなし	共第2号の共同漁業権の漁場区域内	6月1日から 6月30日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)に住所を有する者	周年
12-1-2	いかたまたま漁業	定めなし (14人)	定めなし	定めなし	共第4号の共同漁業権の漁場区域内	6月1日から 6月30日まで	宇佐市住吉町、沖須町、子安町、貴船町、大字下乙女、大字順風新田、大字高砂新田、大字郡中新田、大字神子山新田、大字住江、大字江須賀、大字長洲、大字岩保新田、大字松崎、大字久兵衛新田、大字北鶴田新田、大字南鶴田新田、大字蟻木、大字西大堀、大字佐々礼又は豊後高田市(ただし、旧西国東郡真玉町及び同郡香々地町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
12-1-3	いかたまたま漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	共第5号の共同漁業権の漁場区域内	6月1日から 6月30日まで	豊後高田市西真玉、中真玉、臼野、大平、城前、大岩屋又は黒土に住所を	周年

令和二年十二月一日

大分県報号外(告示)

五九

12-2-1	かいたたま漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の操業に関する協定書」の別添図面-2で示されたかいたま漁業の操業区域。ただし、海上人命安全条約（SOLAS条約）に対応した港湾施設保安区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	有する者 大分県漁業協同組合大分支店に所属する組合員	周年

備考

- 1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針（令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。）別表第3中の番号をいう。
- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までとする。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

大分県告示第六百九十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第四条第一項第十八号に掲げる潜水器漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年十二月一日

大分県報号外（告示）

潜水器漁業		制 限 措 置				申請期間		
番号	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	作業区域		漁業時期	漁業を営む者の資格
13-1-1	たいらぎ、なまこ潜水器漁業	定めなし (6人)	定めなし	定めなし	豊後高田市臼野と同市堅来の境界点から320度(磁針方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間であって、最大高潮海岸線から7,000メートル以内の海域。ただし、共第6号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市堅来、見目、小畑、上香々地、又は夷に住所を有する者	周年
13-3-1	潜水器漁業	定めなし (11人)	定めなし	定めなし	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の作業に関する協定書」の別添図面ー2で示された潜水器漁業の作業区域。ただし、海上人命安全条約(SOLAS条約)に対応した港湾施設保安区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	大分県漁業協同組合大分支店に所属する組合員	周年
13-3-3	潜水器漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	共第5号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に作業を認められた者	周年
13-3-4	潜水器漁業	定めなし (6人)	定めなし	定めなし	共第6号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に作業を認められた者	周年
13-3-5	潜水器漁業	定めなし (30人)	定めなし	定めなし	共第7号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に作業を認められた者	周年
13-3-6	潜水器漁業	定めなし (20人)	定めなし	定めなし	共第8号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に作業を認められた者	周年
13-	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第9号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から	当該共同漁業権の	周年

3-7		(16人)					12月31日まで	組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	
13-3-8	潜水器漁業	定めなし (4人)	定めなし	定めなし	共第10号の共同漁業権の漁場区域内		1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-9	潜水器漁業	定めなし (3人)	定めなし	定めなし	共第11号の共同漁業権の漁場区域内		1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-10	潜水器漁業	定めなし (11人)	定めなし	定めなし	共第18号及び共第20号の共同漁業権の漁場区域内		1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-11	潜水器漁業	定めなし (2人)	定めなし	定めなし	共第21号の共同漁業権の漁場区域内		1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-12	潜水器漁業	定めなし (18人)	定めなし	定めなし	共第43号の共同漁業権の漁場区域内		1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-13	潜水器漁業	定めなし (39人)	定めなし	定めなし	共第44号の共同漁業権の漁場区域内		1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-14	潜水器漁業	定めなし (23人)	定めなし	定めなし	共第45号の共同漁業権の漁場区域内		1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-15	潜水器漁業	定めなし (6人)	定めなし	定めなし	共第46号の共同漁業権の漁場区域内		1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年

備考

- 1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針（令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。）別表第3中の番号をいう。
- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までとする。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

大分県告示第七百号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第四条第一項第十二号に掲げる固定式刺し網漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年十二月一日

大分県報号外（告示）

六五

短期許可漁業								
漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	制限措置			
					操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
固定式刺し網漁業	いばだい建網漁業	0人 (7人)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 大分市1号埋立地北東端角から美濃崎見通し線上2,000メートルの点 ロ 大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上2,000メートルの点 ハ 大分港中防波堤東端から北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点見通し線上2,500メートルの点 ニ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点	11月1日から12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	定めなし
備考								
1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限がない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。								
2 この告示に係る許可の有効期間は、令和2年11月1日から同年12月31日までとする。								
3 この告示に係る許可又は起業の認可には、別に知事が定める内容の条件を付けるものとする。								

大分県告示第七百一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十条第一号に掲げる中型まき網漁業及び同条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業並びに大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第四条第一項第十四号に掲げるはえ縄漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年十二月一日

大分県報号外（告示）

六七

県外入漁		制 限 措 置				申請期間		
漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数 (R2.12.1現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
中型まき網漁業	いわし、あじ、さばまき網漁業 (愛媛県漁業者)	16隻 (1隻)	5トン以上 20トン未満	定めなし	<p>大分県大分市関崎灯台から同市高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町童子鼻に至る線と高知県大藤島頂上、第2の(5)の点、第3の(7)の点及び(6)の点を順次結んだ3直線との両線間における両県海域とする。ただし、共同漁業権の漁場区域及び第3の(1)から(6)までの点を順次結んだ5直線以西の大分県海域並びに(1)から正東及び正西の線以北の大分県海域を除く。</p> <p>第2-(1) 大分県大分市高島東端と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬とを結んだ直線の中央点</p> <p>(2) 次のアの点とイの点とを結んだ直線を10等分し、アから4分の点</p> <p>ア 大分県佐伯市鶴見水の子灯台と愛媛県宇和島市御五神島西端とを結んだ直線上、同水の子灯台から5,450メートルの点</p> <p>イ 愛媛県宇和島市御五神島西端と大分県佐伯市鶴見水の子灯台とを結んだ直線上、同御五神島西端から5,450メートルの点</p> <p>(3) 大分県佐伯市米水津鶴見崎と愛媛県南宇和郡愛南町横島南西端とを結んだ直線の中央点</p> <p>(4) 大分県佐伯市蒲江芹崎と愛媛県南宇和郡愛南町高茂崎とを結んだ直線の中央点</p> <p>(5) 高知県宿毛市大藤島頂上から同市鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎とを結んだ直線の中央点を見通した直線と、(3)の点と(4)の点とを結んだ直線の同(4)の点の側の延長線との交点</p> <p>第3-(1) 大分県津久見市沖無垢島最東端</p> <p>(2) 大分県津久見市高甲岩東端</p> <p>(3) 大分県佐伯市上浦浦戸崎磁針方位90度1,000メートルの点</p> <p>(4) 大分県佐伯市鶴見大字大島先ノ瀬頂上</p> <p>(5) 大分県佐伯市米水津鶴見崎磁針方位96度1,000メートル</p>	11月1日から翌年の10月31日まで	愛媛県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であって、「大分・愛媛両県沖合におけるまき網漁業の操業」に関する覚書に参加する者	周年

					<p>の点</p> <p>(6) 大分県佐伯市蒲江岸崎 (7) (6)の点真方位135度の直線と、大分県佐伯市蒲江深島 灯台と第2の(5)の点を結んだ直線との交点</p>	<p>12月1日から 翌年の11月30日 まで</p>	<p>宮崎県知事から 中型まき網漁業 の許可を受けた 者であつて、 「大分県・宮崎 県入会海域にお けるまき網漁業 の操業に関する 覚書」に参加す る者</p>	<p>周年</p>
中型まき網漁業	いわし、あじ、さばまき網漁業(5トン以上15トン未満)(宮崎県漁業者)	2隻(1隻)	5トン以上15トン未満	定めなし	<p>大分県佐伯市米水津沖黒島灯台から真方位100度の線以南の大分県海域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ及びリの各点を順次に結んだ線以内の海域及び共同漁業権漁場区域を除く。</p> <p>イ 佐伯市鶴見崎 ロ 同市米水津横島北端 ハ 同市米水津押出の鼻 ニ 同市きしめき鼻 ホ 同市蒲江岸崎 へ 同市蒲江三つ子島南端 ト 同市蒲江屋形島東南端チンバチばえ チ 同市蒲江名護屋鼻 リ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点</p>	<p>12月1日から 翌年の11月30日 まで</p>	<p>宮崎県知事から 中型まき網漁業 の許可を受けた 者であつて、 「大分県・宮崎 県入会海域にお けるまき網漁業 の操業に関する 覚書」に参加す る者</p>	<p>周年</p>
中型まき網漁業	いわし、あじ、さばまき網漁業(15トン以上20トン未満)(宮崎県漁業者)	0隻(11隻)	15トン以上20トン未満	定めなし	<p>大分県佐伯市米水津沖黒島灯台から真方位100度の線以南の大分県海域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの各点を順次に結んだ線以内の海域及び共同漁業権漁場区域を除く。</p> <p>イ 佐伯市鶴見崎 ロ イから磁針方位96度1,000メートルの点 ハ 同市蒲江岸崎 ニ 同市蒲江深島東端から磁針方位90度2,000メートルの点 ホ 深島東端 へ 深島西端 ト 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点</p>	<p>4月1日から 翌年の3月31日 まで</p>	<p>山口県知事から 小型機船底びき 網漁業手練第2 種漁業の許可を 受けた者であつ て、周防灘にお ける山口県、福 岡県及び大分県 の間における小 型機船底びき網</p>	<p>定めなし</p>
小型機船底びき網漁業	手練第2種こぎ網漁業(山口県漁業者)	0隻(88隻)	5トン未満	48キロワット以下	<p>大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端(灯台跡)に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点から真方位6度15分の線と大分県豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度(磁針方位)の線との間における大分県管轄海域。この場合において、大分県管轄海域とは、基点チ、タ、ツ、テ及びトを順次に結ぶ線と基点トとナの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と基点ナとニを結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいい、基点は、次のとおりとする。</p> <p>ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所</p>			

	<p>イ 福岡県北九州市門司区門司塔灯台 ウ アの点とイの点を結ぶ線の中央点 エ 山口県下関市長府宮崎町串崎東端から真方位173度1.530メートルの点(福岡県北九州市門司区部塔灯台から真方位310度28分29.75メートルの点～昭和42年3月13日当協定締結時における福岡県北九州市門司区丸山鼻と山口県下関市長府宮崎町串崎東端とを結ぶ線の中央点) オ 福岡県北九州市門司区部塔灯台と山口県下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点 カ 福岡県北九州市門司区部塔灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端(世界測地系:北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒)とを結ぶ線の中央点 キ 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点 ク 福岡県行橋市糞島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点 ケ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端とチの点とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点 コ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点 サ 山口県防府市向島タスノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県東国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との交点 シ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市大字室積村杵崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点 ス 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県東国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交点 セ 山口県光市大字室積村杵崎西端 ソ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、福岡県行橋市糞島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点 タ チの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市糞島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点</p>		<p>漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者</p>	
--	---	--	--	--

					<p>チ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点</p> <p>ツ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市高田港導流堤灯台とを結ぶ線との交点</p> <p>テ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点</p> <p>ト 大分県国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点</p> <p>ナ 大分県国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点</p> <p>ニ 大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡</p> <p>ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤灯台（世界測地系：北緯33度56分12秒、東経131度13分57秒）とチの点とを結ぶ線の中央点</p> <p>ネ チの点から真方位6度15分の線上チの点から17,000メートルの点</p>			
はえ縄漁業	はえ縄漁業 (山口県漁業者)	定めなし (6人)	定めなし	定めなし	<p>大分県大分市大字佐賀関関崎から同市大字佐賀関高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。</p>	8月20日から翌年の3月31日まで	「豊後水道における山口県の許可に関する覚書」に基づいて入漁する者	周年
はえ縄漁業	はえ縄漁業 (宮崎県漁業者)	定めなし (12人)	定めなし	定めなし	<p>大分県大分市大字佐賀関関崎から同市大字佐賀関高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。</p>	8月20日から翌年の3月31日まで	次のいずれにも該当する者又はその者の廃業に伴い新たに漁業を営もうとする 実子 1 昭和62年に大分県知事からはえなわ漁業の許可を受けた者	周年

						2 過去3年以内 に大分県知 事の許可を受 け操業実績の あった者		
はえ縄 漁業	ふぐはえ縄漁業 (愛媛県漁業者)	23人 (3人)	定めなし	定めなし	大分県大分市関崎から同市高島西端及び同島東端を経て愛媛県西 宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁 業権の漁場区域を除く。	8月20日から 翌年の3月31日 まで	「大分県及び愛 媛県との間にお けるはえなわ漁 業の相互入漁に 関する覚書」に 基づいて入漁す る愛媛県に漁業 根拠地を有する 者	周年
備考								
1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。								
2 この告示に係る許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業種類の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。								
(1) 手練第2種こぎ網漁業（山口県漁業者） 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで								
(2) いわし、あじ、さばまき網漁業（愛媛県漁業者）、ふぐはえ縄漁業（山口県漁業者）、ふぐはえ縄漁業（宮崎県漁業者）及びふぐはえ縄漁業（愛媛県漁業者） 令和2年11月1日から令和3年10月31日まで								
(3) いわし、あじ、さばまき網漁業（5トン以上15トン未満）（宮崎県漁業者）及びいわし、あじ、さばまき網漁業（15トン以上20トン未満）（宮崎県漁業者） 令和2年12月1日から令和3年11月30日まで								
3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。								